

大分県報

令和七年
第六〇三号
四月二十五日

（金曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部改正……………一

告 示

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………三

指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……………七

介護医療院の開設許可……………九

指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………九

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………〇

道路区域の変更……………〇

道路の供用開始……………〇

港湾計画の変更の概要……………〇

病院局告示

大分県立病院の患者に係る自己負担分医業未収金の収納事務の委託……………一

公 告

競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………一

一般競争入札の実施（二件）……………三

○企業局管理規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月二十五日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

大分県企業局管理規程第五号

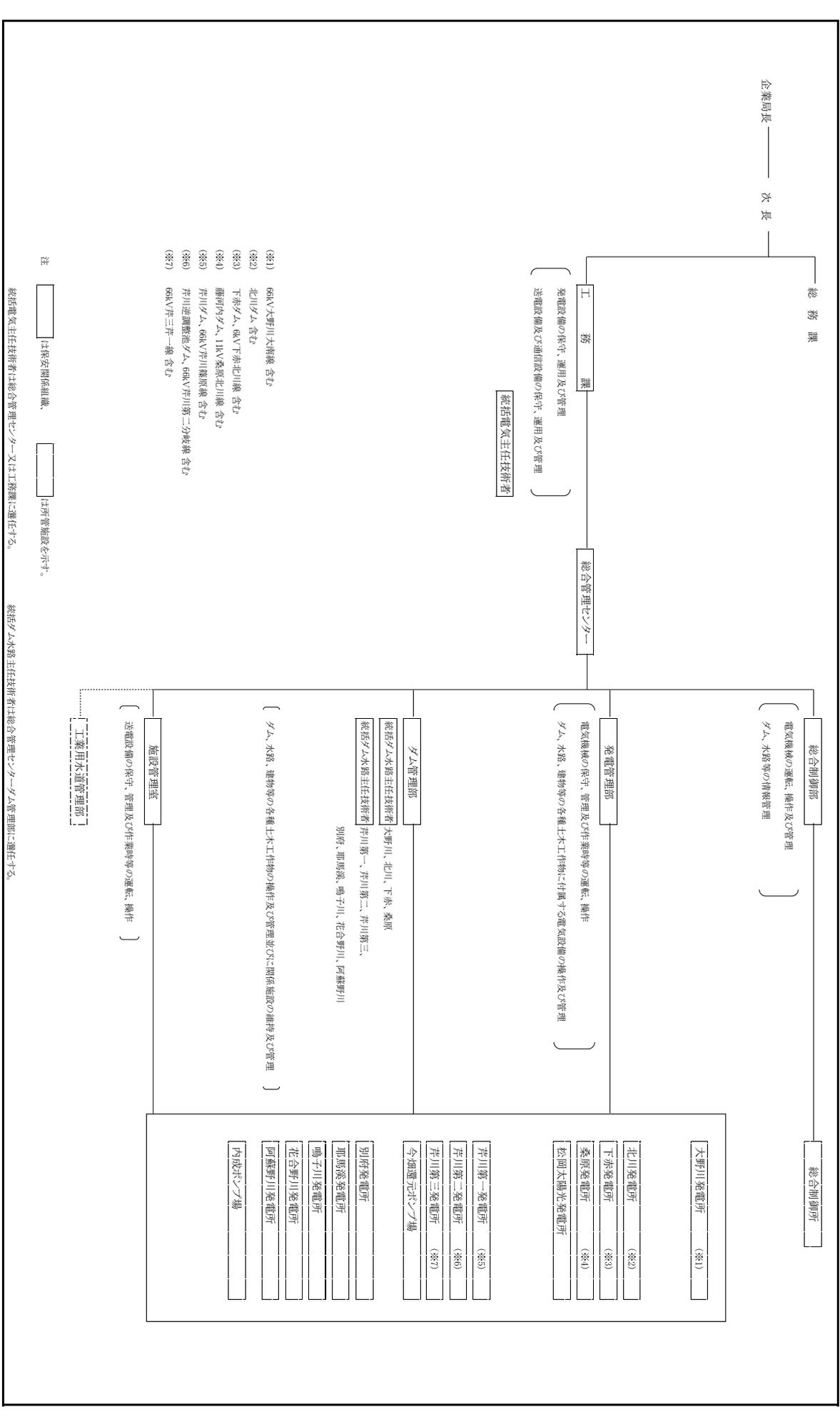
大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部を改正する規程
大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程（昭和六十一年大分県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項の表を次のように改める。

種別	保安監督範囲	対象者
電気主任技術者	電気事業に係る全ての電気工作物（ダム水路主任技術者の保安監督範囲を除く。）	総合管理センター又は工務課の職員
ダム水路主任技術者	水力発電所に係る水力設備（電氣的設備を除く。）	総合管理センターダム管理部の職員

別表第一を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



附則
この規程は、令和七年五月一日から施行する。

○告 示

大分県告示第二百一十一号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に指定した。
令和七年四月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人 Felix Vita	おしうみ訪問看護ステーション	豊後高田市玉津三五七	訪問看護	令六・三・四	医療法人社団中津胃腸病院	訪問看護ステーションいちよう並木	中津市大字永添字鍋田五〇七番地二	訪問看護	〃
〃	〃	〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問看護	〃
合同会社 smission	訪問介護ステーションcross	速見郡日出町川崎四八二一―五	訪問介護	令六・三・一五	医療法人信和会	訪問看護ステーションみらい	宇佐市大字出光一六五番地の一	訪問看護	〃
一般社団法人青山医療福祉協会	ヘルパーステーション青山	別府市青山町二―一〇―一〇一	訪問介護	令六・三・二九	〃	〃	〃	介護予防訪問看護	〃
特定非営利活動法人青山白梅会	ヘルパーステーション白梅の花	別府市青山町二―九	訪問介護	〃	有限会社まごの手サービス	訪問看護ステーションまごの手	豊後大野市朝地町下野四四二番地二	訪問看護	〃
合同会社福地屋	笑叶	別府市亀川浜田町三九組藤内アパートA―東	訪問介護	令六・四・一	医療法人二豊会	訪問リハビリテーション	国東市国見町伊美一九六八番地	〃	〃
社会福祉法人双樹会	ヘルパーステーションながと	佐伯市弥生大字井崎字中道九五七番地	訪問介護	〃	〃	〃	〃	〃	〃

令和七年四月二十五日

大分県報（企業局管理規程・告示）

株式会社美雄	社会福祉法人長陽会	株式会社介護の窓口	〃	社会医療法人関愛会	株式会社悠隆	生活協同組合コープおおいた	社会福祉法人双樹会	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	〃
通所介護ロイヤルハウスマイスト	デイサービスセンター愛情苑鶴見	介護の窓口ヘルパーステーション	〃	三重東リハビリテーションセンターもみの木	デイサービスセンターきのも	コープおおいたデイサービスセンターにじいろ二号館	なかと通所介護事業所	日田市社協デイサービスセンター「つえ」	〃
別府市東荘園町五丁目八番二六号	佐伯市鶴見大字沖松浦五〇八番地二	別府市中島町一六番二五号	〃	豊後大野市三重町小坂四一〇九一六六	宇佐市安心院町木裳字西光寺四一三番地一	臼杵市大字江無田二八〇一二	佐伯市弥生大字井崎字中道九七五番地	日田市中津江村栃野四三四番地一	〃
通所介護	通所介護	訪問介護	介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	介護予防訪問リハビリテーション
令六・五・六	〃	令六・五・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	株式会社Individuality Care	〃	合同会社ジャストライト	株式会社Individuality Care	社会福祉法人大翔会	〃	医療法人至誠会	医療法人アドナイ	特定医療法人瑞木会
〃	ナーシングステーションI.C	〃	訪問看護ステーションだるま別府	ヘルパーステーションI.C	Greenガーデン臼杵ヘルパーステーション	〃	健寿荘	岩下クリニック	ひじ訪問看護ステーション
〃	豊後大野市三重町赤嶺一八三番地一四ひまわり荘一〇二	〃	別府市大字鶴見一組二	豊後大野市三重町赤嶺一八三番地一四ひまわり荘一〇二	臼杵市大字大浜一五五番地	〃	由布市挾間町鬼崎四番地一	杵築市杵築六六五番地六五五	速見郡日出町川崎八七三番地の一
介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	訪問介護	訪問介護	介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問看護
〃	〃	〃	〃	〃	令六・七・一	〃	〃	〃	令六・六・一

株式会社カラ ン コエ	あかね訪問看護 ステーション	由布市挾間町下 市五七八番二コ ーポ杉本一〇二	訪問看護	〃	株式会社Car eLiveley	ケアライブリー 訪問看護ステー ション	別府市竹の内八 組一サンピラ竹 の内二〇一号室	訪問看護	〃
〃	〃	〃	介護予防訪問看 護	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問看 護	〃
合同会社繋ぐ	訪問看護ステー ション紡ぐ	由布市庄内町大 龍一七四七番地 四	訪問看護	〃	医療法人秋水堂	医療法人秋水堂 若宮病院訪問看 護	日田市南元町六 番四一號	訪問看護	〃
〃	〃	〃	介護予防訪問看 護	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問看 護	〃
有限会社恵の会	デイサービスセ ンターいろは	速見郡日出町大 字藤原字里二三 〇三番地一、二 三〇五番地一	通所介護	〃	医療法人新生会	訪問看護ステー ションふくしま	豊後大野市三重 町市場二三一 番地	訪問看護	〃
医療法人ニコニ コ診療所	介護付有料老人 ホームけやきの 森ハレレア	豊後大野市三重 町菅生一番地二 五二	特定施設入居者 生活介護	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問看 護	〃
株式会社ライト ・ケア	訪問介護北中	別府市北中七一 二メゾン・ドヤ まなみ九〇一	訪問介護	令六・八・一	一般社団法人I win	デイサービスセ ンターT.wi n	別府市上人仲町 四番六号	通所介護	〃
合同会社Rea クテイベーション	リハケアあるく	中津市大字大貞 三七一一二九	通所介護	令六・八・二五	医療法人社団知 心会	通所リハビリテ ーション一ノ宮	日田市竹田新町 二一四八	通所リハビリテ ーション	令六・一〇・一
株式会社楓	ヘルパスステー ションケアリー 中津	中津市大字下池 永一〇一番地五	訪問介護	令六・九・一	医療法人明倫会	デイケアみたら い	佐伯市蒲江大字 蒲江浦二二二五 番地九	通所リハビリテ ーション	〃
有限会社住吉工 業	ケアサポートす みよし	佐伯市大字長谷 五七二七番地	訪問介護	〃	〃	〃	〃	介護予防通所リ ハビリテーション	〃

令和七年四月二十五日

大分県報（告示）

五

株式会社OWL	あうる訪問看護 ステーション	由布市挾間町下 市四五二番地ス カイハウス二 B	訪問看護	令六・一二・一五	株式会社NEX T	ToBe	別府市若草町一 〇番一五号共立 ビル三階三〇二 ―四号	訪問介護	令七・一・六
株式会社縁	ヘルパスステ ーションにし	宇佐市大字東高 家一〇九九番四	介護予防訪問看 護	令六・一二・一	株式会社Nex t Value	ヘルパスステ ーションシアン	別府市楠町七 二九協栄コート 一階	訪問介護	令七・二・一
株式会社昌英	シヨウエイ訪問 看護ステーション なかつ	中津市豊田町七 一〇サンクリ エイトマンシヨ ン一〇一	訪問看護	令七・三・一	株式会社蓮華草	Linkca re	中津市大字下池 永一〇一番地五	訪問看護	令七・三・一
株式会社サンハ ーモニーグルー プ	デイサービスセ ンターえーる宇 佐	宇佐市大字東高 家一〇九番地 の六	介護予防訪問看 護	令七・三・一	株式会社楓	訪問看護ステ ーションケアリ 中津よねやま	中津市大字戸穴 字首山六一九 九	介護予防訪問看 護	令七・三・一
合同会社安星	はるうららヘル パーサービス	別府市大字北石 垣字竹ノ畑四七 番地一パークヒ ルズ別府レジデ ンス八〇七	通所介護	令六・一二・二	社会福祉法人長 陽会	訪問看護ステ ーションケアリ 中津よねやま	佐伯市大字戸穴 字首山六一九 九	通所介護	令七・三・一
医療法人ニコニ コ診療所	ニコニコ訪問リ ハビリテーション ション	豊後大野市三重 町小坂四一〇 番地の七	訪問介護	令七・一・一	arrows field合同会 社	母子訪問看護ス テーションm akono	別府市石垣東一 丁目九―二〇テ ラス石垣五〇一 号室	訪問看護	令七・三・一〇
医療法人ニコニ コ診療所	ニコニコデイサ ービスセンター	豊後大野市三重 町小坂四一六九 番地一	介護予防訪問リ ハビリテーション ション	令七・四・一	合同会社笑楽	訪問ヘルパー事 業所わらく	別府市小倉四 三ガーデンヒル ズ松本II二〇一	訪問介護	令七・四・一
医療法人ニコニ コ診療所	ニコニコデイサ ービスセンター	豊後大野市三重 町小坂四一六九 番地一	通所介護	令七・四・一	株式会社クレ アス	訪問看護ステ ーションほのはな 白杵	別府市大字白杵 七五番地の七五	訪問看護	令七・四・一

樹の里株式会社	デザイナーズ樹の里	佐伯市弥生大字井崎字中道九五七番地	通所介護	〃	医療法人至誠会	健寿荘	由布市挾間町鬼崎四番地一	通所介護	令六・五・三一
社会医療法人関愛会	きよかわリハビリテーションセンターもみの木	豊後大野市清川町砂田一八七七番地の三	通所リハビリテーション	〃	大分県農業協同組合	J A おおいたぶんご大野福祉サービスセンター	豊後大野市三重町芦刈九六五一二〇	訪問介護	令六・六・三〇
〃	〃	〃	介護予防通所リハビリテーション	〃	関汽タクシー株式会社	カンキ福祉サービス	別府市石垣西五丁目六番二九号	訪問介護	令六・七・二〇
医療法人まつぎきクリニックス	ショートステイみさき園	中津市三光白木一二一八	短期入所生活介護	〃	別府大分合同タクシー株式会社	合同福祉サービス	別府市大字鶴見字野地三六八二一	訪問介護	令六・七・三一
〃	〃	〃	介護予防短期入所生活介護	〃	社会福祉法人若宮福祉会	訪問介護すばる	日田市竹田新町二番三三三号	訪問介護	〃
大分県農業協同組合	J A おおいた南部福祉用具事業所	臼杵市大字野田二九七一	福祉用具貸与	令六・四・三〇	株式会社リアン	訪問看護ステーション里庵	別府市石垣西九丁目一番三八号	介護予防訪問看護	令六・八・二六
〃	〃	〃	介護予防福祉用具貸与	〃	株式会社アクト・ケア	訪問看護ステーションシエルパ	中津市下池永一三番地	訪問看護	令六・八・三一
〃	〃	〃	特定福祉用具販売	〃	医療法人相生会	ごとう医院	由布市挾間町向原三五〇	短期入所療養介護	令六・九・三〇
社会福祉法人愛泉会	庄内町訪問看護ステーション情和園	由布市庄内町西長宝八七〇番地一	訪問看護	令六・五・一	〃	〃	〃	介護予防短期入所療養介護	〃
特定非営利活動法人ちちんぶいふいあけぼの	訪問看護ステーションあい	津久見市地蔵町二八三〇番地	介護予防訪問看護	〃	有限会社丸萬	有限会社丸萬	国東市武蔵町糸原四七八一	特定介護予防福祉用具販売	〃

合同会社ライフサポート310	ヘルパーステーションむーみん	別府市立田町三五四三番地六	訪問介護	令六・一二・三二
医療法人ニ豊会	ローズガーデンヘルパーステーション	別府市野口元町三番一〇号リル・アリュール一〇三号	訪問介護	〃
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターひた天神	日田市天神町六二一〇	訪問介護	〃
医療法人ニコニコ診療所	ニコニコ内科クリニック訪問リハビリテーション	豊後大野市三重町小坂四一六九番地の一	訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	介護予防訪問リハビリテーション	〃
大分県福祉生活協同組合	デイサービスセンターニコニコ村	豊後大野市三重町菅生一―一五四	通所介護	〃
医療法人ニコニコ診療所	ニコニコリハビリテーションセンター	豊後大野市三重町小坂四一六九一―	通所リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	介護予防通所リハビリテーション	〃
医療法人悠久会	ヘルパーステーションいしばしの里	宇佐市内町櫛野一六七一―	訪問介護	令七・一・三二
大分県勤労者医療生活協同組合	大分県勤労者医療生活協同組合佐伯診療所	佐伯市中の島一丁目一四番二二号	訪問リハビリテーション	令七・三・三二

令和七年四月二十五日

開設者の名称 又は氏名	施設名称	施設の所在地	サービスの種類	辞退年月日
大分県告示第二百十三号 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次の介護医療院の開設を許可した。 令和七年四月二十五日	〃	〃	〃	〃
大分県告示第二百十四号 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百三十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定を辞退する旨の届出があった。 令和七年四月二十五日	〃	〃	〃	〃
開設者の名称 又は氏名	施設名称	施設の所在地	サービスの種類	開設許可年月日
医療法人椿会	通所リハビリテーション万里	津久見市上宮本町二二番一四号	介護予防通所リハビリテーション	〃
医療法人千馬内科医院	介護医療院ちば	別府市楠町二番一七号	介護医療院	令六・四・一
医療法人恵友会	介護医療院とわの桜	杵築市大字馬場尾五〇八番地二	介護医療院	〃
大分県知事 佐藤 樹一郎				

大分県報（告示）

医療法人三和会 馬場医院	医療法人三和会 馬場医院	別府市大字南立 石一七七五番地 の一四	介護療養型医療 施設	令六・三・三一
医療法人健清会	高椋クリニック	中津市大字上宮 永二九九番地三	介護療養型医療 施設	〃
医療法人愛幸会 原病院	医療法人愛幸会 原病院	日田市三本松二 丁目六一一六	介護療養型医療 施設	〃
宗像光輝	宗像医院	宇佐市大字下時 枝五四九	介護療養型医療 施設	〃
医療法人大分厚生 生会	川崎内科	由布市挾間町古 野二六三番地一	介護療養型医療 施設	〃
医療法人浩陽会	あさひクリニッ ク	国東市国東町綱 井四三二番地七	介護療養型医療 施設	〃

大分県告示第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年四月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）	玖珠二期（山田 等）地区	令七・四・二五から 令七・五・一五まで	玖珠町役場

大分県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和七年四月二十五日			大分県知事 佐藤 樹一郎	
道路の種類及び路線名	区間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道小河内 香々地線	豊後高田市夷字中ノ丸一五二八 番三から 豊後高田市夷字中ノ丸一四九二 番四まで	前	七・〇 ～ 四・四	一二五・六
	豊後高田市夷字中ノ丸一四九二 番四まで	後	一八・三 ～ 一〇・二	一二五・六

大分県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道庄内久住線	由布市庄内町大龍字台二〇五二番三から 由布市庄内町五ヶ瀬字梶屋九〇番六まで	令七・四・二五

大分県告示第二百十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、次のとおり大分港湾計画の変更の概要を告示する。

令和七年四月二十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 港湾計画の変更の概要

大分港湾計画について、立地企業の要請に基づき、変更した事項は、次のとおりである。

1 専用埠頭計画

地区名

内 容

大在東

水深四・五メートル 岸壁二バース 延長二二〇メートル〔新規計画〕
水深 一メートル 岸壁二バース 延長三二〇メートル〔既定計画〕
水深四・五メートル 岸壁二バース 延長二二〇メートル〔既定計画〕
水深四・五メートル 岸壁一バース 延長二二〇メートル〔既定計画〕
水深三・五メートル 物揚場 延長一五〇メートル〔既定計画〕
水深二・五メートル 物揚場 延長五七五メートル〔既定計画〕

二 港湾計画の縦覧の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県土木建築部港湾課

○病院局告示

大分県病院局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次のとおり大分県立病院の患者に係る自己負担分医業未収金の収納事務を委託した。

令和七年四月二十五日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

一 受託者の住所及び名称

東京都千代田区神田錦町一八―十一 錦町ビルディング四階・八階

弁護士法人 エジソン法律事務所

弁護士 大 達 一 賢

東京都中央区日本橋三一九―一 日本橋三丁目スクエアビル十二階

弁護士法人 ライズ綜合法律事務所
代表弁護士 田 中 泰 雄

二 委託期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和七年四月二十五日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察旅費システム用サーバ等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

令和七年四月二十五日

大分県報（告示・病院局告示・公告）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
- (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和七年四月二十五日から同年五月十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和七年四月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

大分県警察通信指令システム機器賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する

者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九
条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し
ていない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以
下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者
（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の
全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の
決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年
度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をい
う。）
(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申
請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和七年四月二十五日から同年五月十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入
札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資
格の審査の申請を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が
必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争
入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四第二項に規定す
る者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載
したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った
場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させな
いこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年4月25日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県警察旅費システム用サーバ等貸借契約

(2) 借入期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで(60か月)

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 納入期限

令和8年1月30日

(4) 納入場所

大分県警察本部警務部情報管理課機械室

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるものほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)(以下「運用基準」という。)による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から10に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契

約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(6) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和7年5月30日(金)午後5時までに大分県警察本部警務部会計課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

4 入札参加申請の方法及び期間

電子入札システムにより入札参加申請を、令和7年4月28日(月)午前9時から同年6月5日(木)午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書」(運用基準様式第2号)及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和7年6月5日(木)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により提出先に提出すること。

提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-536-2131(内線2263)

5 競争入札参加資格に関する事項
競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期
令和7年4月25日(金)から同年5月14日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

の午前9時から午後5時まで
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法
大分県ホームページ(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>)から申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。

(3) 申請書類の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班

<p>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す方法及び日時 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和7年6月10日(火)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>7 電子入札システム、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 電子入札システムによる入札金額の入力期間 令和7年6月6日(金)から同年6月10日(火)午後5時まで 電子入札システムを利用して入札する場合は、ＩＣカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和7年6月10日(火)午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和7年6月11日(水)午前10時</p> <p>11 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>14 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないもの</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 (内線2263)</p> <p>18 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>19 その他 (1) 3の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受け</p>
---	--

<p>る。</p> <p>20 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Oita Prefectural Police Travel expense system server</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 10 June 2025</p> <p>(3) Office Accounting Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和7年4月25日</p>	<p>る。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から10に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和7年5月27日（火）午後5時までに大分県警察本部生活安全部地域課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>(8) 納入しようとする物品等の機器等リストを令和7年5月14日（水）午後5時までに大分県警察本部生活安全部地域課に提出し、精査を受け、回答を受けた者であること。</p> <p>4 入札参加申請の方法及び期間 電子入札システムにより入札参加申請を、令和7年4月28日（月）午前9時から同年6月2日（月）午後5時までにを行うこと。</p>
<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察通信指令システム機器賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和8年3月1日から令和15年2月28日まで（84か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入期限 令和8年2月28日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部生活安全部地域課通信指令センター（ほか23か所及び別途指定する場所）</p>	<p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p>
<p>2 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め</p>	

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和7年6月2日（月）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。

提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-536-2131（内線2963）

5 競争入札参加資格に関する事項

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和7年4月25日（金）から同年5月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページ（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>）から申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。

(3) 申請書類の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2956

なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。

6 契約条項を示す方法、日時及び場所

(1) 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和7年6月5日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、IIに示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。

(2) 大分県警察通信指令システム貸借仕様書は、次の担当部局において令和7年6月5日（木）まで示すものとする。

担当部局 大分県警察本部生活安全部地域課通信指令センター 通信指令企画係

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-536-2131（内線3623）

7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

8 電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和7年6月3日（火）から同月5日（木）午後5時まで

電子入札システムを利用して入札する場合は、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。

9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係

(2) 提出期限 令和7年6月5日（木）午後5時までに必着のこと。

10 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和7年6月6日（金）午前10時

11 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。

12 入札保証金に関する事項

免除する。

13 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

(2) 入札に関する条件に違反したもの

(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

<p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないもの</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がなくるとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131（内線2263）</p> <p>18 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>19 その他 (1) 3の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>20 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Terminal equipment and others complete set for Oita Prefectural Police communication order system (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 5 June 2025</p>	<p>(3) Office Community Police Affairs Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
---	---